

# しずぎんビジネスポータルご利用規定

## 第1章 総則・共通事項

### 第1条 本規定の適用

本規定は、株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます）所定のブラウザ（WWW 閲覧ソフト）を搭載したインターネットに接続できるパソコン等（以下「端末機」といいます）により、本規定に定めるサービスを利用できる「しずぎんビジネスポータル」（以下「本サービス」といいます）に関して定めます。本サービスの提供に際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

### 第2条 サービス内容

- (1) 本サービスは、当行が任意に指定するサービスを「しずぎんビジネスポータル」と称するポータル上で利用できるサービスです。「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」の契約者に対し、当行から無償で提供されます。
- (2) 本サービスの詳細（技術的事項を含みます）につきましては、当行のホームページ等に掲載しますので、内容をよくご確認ください。なお、当行は本サービスの内容を契約者に事前に通知することなく追加・変更・廃止することができるものとします。
- (3) 本サービスにて提供するサービスには、当行所定の申込手続きが必要となるサービスがあります。また、当行所定の手数料が必要になる場合があります。

### 第3条 利用申し込み

- (1) 本サービスは、「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」契約者にご利用いただけるサービスです。本サービスの利用を希望する場合は、当行所定の「しずぎん WEB-PC バンキングサービス申込書」を提出し、「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」を契約のうえ、当行所定の方法により初回利用登録手続きを行うものとします。
- (2) 本サービスは「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」に付随するサービスですので、本サービスの利用開始後は、本サービス単体での利用停止または解約はできません。

### 第4条 利用者区分等

- (1) 本サービスにおける利用者とは、契約者ならびに契約者が法人の場合は契約者の役員および従業員等、契約者が個人の場合は契約者の従業員等で、次項に定める者をいいます。
- (2) 本サービスを利用するにあたり、操作権限等に応じて利用者は次の各号の区分に分類されます。
  - ① マスターユーザ  
マスターユーザは契約者もしくは契約者に任命された利用者であり、本サービスの利用のための初期設定を行います。契約者の登録内容の変更等を行うことができる企業管理権限、および

自身を含む全ての利用者を管理できる利用者管理権限を持ちます。なお、マスターユーザは 1 人だけ登録可能です。

② 管理者ユーザ

企業管理権限および利用者管理権限を持つ契約者に任命された利用者です。マスターユーザと権限の範囲は同じです。複数人登録が可能です。

③ 一般ユーザ

企業管理権限および利用者管理権限を持たない契約者に任命された利用者です。管理者ユーザにより設定された権限の範囲内でサービスを利用できます。

(3) 全ての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録（以下、登録した電子メールアドレスを「登録アドレス」といいます）が必要です。

(4) 全ての利用者は契約者に任命されるものとします。また、契約者は利用者の行為を監督し、本規定を遵守させるとともに、利用者が行った行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

#### 第5条 サービス利用可能日・利用可能時間等

(1) 本サービス利用可能日、利用可能時間はいずれも当行所定の日および時間帯とします。

(2) 回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

#### 第6条 利用方法、本人確認等

(1) 本サービスを利用する際の認証方法（ログイン方法）は次の各号のいずれかとします。なお、認証方法（ログイン方法）は、契約者の申し込み内容に基づき決定します。

① ログイン ID およびログインパスワードにより利用者であることを確認する「ID・パスワード方式」

② 電子証明書により利用者であることを確認する「電子証明書方式」

(2) マスターユーザは当行所定の手続きにより初期設定（ログイン ID 取得・電子証明書発行等）を行います。なお、初期設定は「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」と共通のため、既に登録している場合は不要です。

(3) 初期設定を行う場合、マスターユーザは契約者が事前に登録または届け出た代表口座情報および暗証番号（以下、「本人確認情報」といいます）を当行所定の方法により送信します。当行は、送信された本人確認情報と、事前に登録または届け出た本人確認情報との一致を確認した場合、当行は次の各号を確認できたものとして取り扱います。

① 本サービスの利用依頼が契約者の意思による有効な申し込みであること

② 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること

(4) 当行による前項の確認が完了した後に、マスターユーザは電子メールアドレス、ログイン ID、ログインパスワード、確認パスワード、電子証明書等（以下、総称して「利用者情報」といいます）を登録します。

## 第7条 利用者情報の管理

- (1) マスターユーザおよび管理者ユーザは、自己以外の利用者情報を登録することで管理者ユーザおよび一般ユーザを追加することができます。
- (2) 利用者情報の利用、管理、ならびに届け出等に関しては次の各号のとおりとします。
  - ① 契約者は利用者情報を第三者に知られたり盗まれたりしないよう厳重に管理し、利用者にもこの管理を徹底させるものとします。なお、当行の役職員がこれらの内容を契約者にお尋ねすることはありません。
  - ② 利用者情報の漏洩等が判明した場合、契約者または利用者は当行所定の時間内（当行の営業日 9：00～15：00）に当行所定の書面により届け出ることとします。当行は届出内容を確認次第、遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に、当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。
  - ③ 利用者情報を失念した場合は、契約者は当行所定の書面を提出することによりパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。
  - ④ 利用者が利用者情報を当行所定の回数以上連続して誤って送信した場合、当行は安全のために本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、前号に準じてパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。
- (3) 安全性を高めるため、契約者は利用者情報の定期的な変更につとめることとします。

## 第8条 電子メールアドレスの登録、利用等

- (1) 当行は取引依頼の受付結果やその他の告知を利用者の登録アドレス宛に送信します。
- (2) 登録アドレスを変更する場合には、インターネット上で当行所定の手続きを行ってください。
- (3) 当行が登録アドレス宛に送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による延着・未着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 登録アドレスが利用者以外の者のアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第9条 お知らせ機能

- (1) 「お知らせ機能」とは、本サービスの画面上に表示する「お知らせ」、「メッセージ」による通知をいいます。当行は当行から契約者および利用者への通知やその他の連絡を、当行が別途指定した場合を除き、お知らせ機能により行います。お知らせ機能では、当行からの連絡やご案内のほか、当行以外の法人または個人が提供するサービス等に関する情報提供を行う場合があります。
- (2) お知らせ機能に関する留意事項は次の各号のとおりです。
  - ① お知らせ機能により通知する情報には、当行以外の外部のインターネットサイトへのリンクを行う場合があります。その際、契約者および利用者は自己の責任と判断において利用するものとします。
  - ② お知らせ機能による通知の内容を第三者が知得したことにより契約者および利用者へ生じた損

害については、当行は責任を負いません。

- ③ お知らせ機能による通知について、通信障害その他の理由による延着・未着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④ お知らせ機能によるリンク先の当行以外の外部のインターネットサイトにおける情報については、その真正性や同一性を当行が保証するものではありません。また、当該情報の利用にあたっては、契約者および利用者の判断において利用するものとし、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

#### **第10条 取引照会機能**

- (1) 「取引照会機能」とは、「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」の利用口座として登録されている口座について、各種の照会（残高照会、入出金明細照会等）を行う機能です。
- (2) 取引照会機能では、当行所定の期間の取引内容を回答します。ただし、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。
- (3) 当行から取引照会機能により回答した内容について、振込の訂正、その他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

#### **第11条 請求書作成機能**

- (1) 「請求書作成機能」とは、契約者が契約者の取引先に提供する商品・サービス等の対価の請求書を PDF 形式で作成する機能です。
- (2) 請求書作成機能では、過去 3 カ月間に作成した請求書を保存し、閲覧・ダウンロードすることができます。
- (3) 請求書作成機能により作成した請求書は、契約者の判断と責任において利用するものとし、万一それにより契約者に損害が生じた場合でも、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### **第12条 解約**

「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」の解約に至った場合、本サービスも解約となります。解約の時点で処理が完了していない取引については、当行はその処理を行う義務を負いません。なお、本サービスのみの解約はできません。

#### **第13条 取引内容の確認**

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

#### **第14条 規定の準用**

本規定に定めのない事項については、しずぎん WEB-PC バンキングサービスご利用規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、各種定期預金規定、当座勘定規定、口

ーカード規定および各種当座貸越契約書により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

#### **第15条 規定の変更**

本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

## 第2章 WEB 申込受付サービス

### 第16条 サービスの内容

「WEB 申込受付サービス」とは、利用者（一般ユーザを除く）が本サービスを通じて、インターネット上で当行への各種サービスの申し込みや手続きを登録できるサービスをいいます。なお、個別に申し込みするサービスに規定が定められている場合は、本規定の承諾に加えて当該規定の承諾が必要となります。

### 第17条 利用手数料

WEB 申込受付サービスの利用にあたって、手数料は発生しません。なお、個別に申し込みするサービスを利用するにあたっては、当該サービスの規定に定められた手数料のお支払いが必要になる場合があります。

### 第18条 申込の効力

当行が申込を受け付け、当行所定の手続きが完了した時点で申込にかかる事項の効力が発生するものとします。なお、申込がなされた場合であっても、当行の判断により申込の全部または一部を承諾せず、当該申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。この場合、契約者は当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

### 第19条 申込の有効性

利用者（一般ユーザを除く）により申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により有効に当該申込がなされたものとみなします。その場合、契約者は当該申込後に行われた一切の取引についてその責任を負うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

### 第20条 必要書類等の提出

利用者の申込内容次第で別途正式な申込書等が必要な場合があります。この場合契約者は当該申込書の提出や必要書類の提出を行うものとします。

## 第3章 しずぎんビジネス

### 第21条 サービスの内容

「しずぎんビジネス」とは、利用者が本サービスを通じて、株式会社 BusinessTech が運営する問題解決プラットフォームを利用できるサービスをいいます。利用者は、契約者の経営課題を解決するためのサービスを検索し、当該サービスの提供者（以下「出品法人」といいます）に対し商談を申し込むことができます。なお、利用にあたっては本規定の承諾に加えて、しずぎんビジネスを運営する株式会社 BusinessTech の規定に同意する必要があります。

### 第22条 利用手数料

しずぎんビジネスの利用にあたって、手数料は発生しません。なお、しずぎんビジネスを通じて出品法人と契約を締結した場合、出品法人に対し当該契約に定められた利用手数料等の支払いが必要になります。

### 第23条 契約者等の責任等

- (1) しずぎんビジネスを通じた出品法人との商談および取引については、契約者の責任において実施するものとします。
- (2) 利用者は、しずぎんビジネスを契約者の経営課題の解決にむけたサービスの利用に向けた商談を目的に使用するものとし、他の目的に使用しないものとします。
- (3) 利用者は、出品法人との商談において出品法人と連絡を行いまは取引を行う場合には、当事者双方で誠実に協議し、自己責任において必要な行為をするものとします。
- (4) 当行が、特定の利用者によるしずぎんビジネスの利用が不適切と判断した場合には、当該利用者を含む契約者におけるしずぎんビジネスの利用を停止することができるものとします。

### 第24条 非保証

- (1) 当行は、しずぎんビジネスに掲載された内容、出品法人のサービス内容および財務状況等に瑕疵がないことを保証しません。
- (2) 当行は、しずぎんビジネスを通じた出品法人の紹介および商談の成立を保証しません。

### 第25条 免責事項等

- (1) 当行は、利用者または契約者と出品法人との間で生じたいかなる紛争等について一切関知しません。
- (2) 当行は、出品法人との商談において助言・交渉等の義務を負いません。
- (3) 出品法人における経営状況の変化、法令違反等に起因し、商談が継続できなくなったことにより利用者が生じた損害について、当行は責任を負いません。また、代替の出品法人を紹介する義務を負いません。

- (4) 当行は、当行の故意または重過失による場合を除き、しずぎんビジクルの利用により生じたあらゆる損害および費用について、責任を負いません。
- (5) 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピューターシステム等の障害等により、しずぎんビジクルが停止した場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### **第26条 他の取引への影響**

しずぎんビジクルの利用の有無が、当行と契約者の取引に影響を与えることはありません。

## 第4章 電子交付サービス

### 第27条 サービスの内容

「電子交付サービス」とは、当行が第28条に定める書類（以下「対象書類」といいます）を電磁的に交付（以下「電子交付」といいます）し、利用者が本サービスを通じて対象書類を閲覧およびダウンロードできるサービスをいいます。

### 第28条 電子交付の範囲

電子交付の範囲は、「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」の利用口座として契約者が当行に届け出た預金口座が属するお客さま番号にかかる取引に関して発行する対象書類とします。

### 第29条 対象書類

- (1) 対象書類は当行所定の書類とし、当行ホームページへの掲載その他相当の方法によりお知らせします。なお、契約者の本サービスのご利用状況と、対象書類に関する取引のご利用状況により、電子交付の対象とならない場合があります。
- (2) 対象書類を変更する場合は、当行ホームページへの掲載その他相当の方法によりお知らせします。

### 第30条 対象書類の閲覧等可能期間

- (1) 対象書類は、当行が定めた期間において閲覧およびダウンロードできます。閲覧およびダウンロードが可能な期間は電子交付サービス画面にて確認可能です。
- (2) 閲覧およびダウンロードが可能な期間を経過した対象書類は自動的に削除され、再交付できません。

### 第31条 電子交付の方法等

- (1) 電子交付は、対象書類の記載事項を PDF 形式のファイルで記録したものを、利用者の端末機の画面上で閲覧に供します。
- (2) 対象書類を閲覧するためには、利用者が使用する端末機に閲覧ソフトを搭載する必要があります。
- (3) 対象書類は、プリンターで印刷すること、端末機へ PDF 形式のファイルとして保存することが可能です。
- (4) 電子交付の方法等を変更する場合は、当行ホームページへの掲載その他相当の方法によりお知らせします。

### 第32条 免責事項

- (1) 対象書類の変更または電子交付の方法等の変更により契約者に損害が生じた場合について、当行は責任を負いません。

- (2) 当行は、故意または重過失による場合を除き、電子交付サービスの利用により契約者に生じた損害および費用について責任を負いません。

以上

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私〔本サービスの契約者（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ）〕は、次の

1. の各号のいずれかに該当し、もしくは2. の各号のいずれかに該当する行為をし、または1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスが停止され、または通知により本サービスが解約されても異議は申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とします。

1. 当行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

以上

改定：2025年4月1日